

## Medical Finance

---

医療機関様・介護事業者様・調剤薬局様向け  
ファクタリング & ご融資のご案内

### 三田証券サービスの特長

- Point1** 最大で診療報酬等請求額の4ヶ月分相当の資金調達が可能!
- Point2** 診療報酬等請求額に対する掛目は最大95%!
- Point3** 審査から実行まで最短1週間のスピード対応!
- Point4** 資金ニーズに応じてファクタリング支払額が毎月調整可能!

# 診療報酬債権の流動化による資金調達

当社では、平成15年より、医療機関様・介護事業者様・調剤薬局様(以下「医療福祉機関様」といいます。)向けに診療報酬債権<sup>※1</sup>を活用した資金調達(以下「ファクタリング」といいます。)の支援を行っております。

ファクタリングの初回実行月には、お客様のお手元にまとまった資金として、最大で診療報酬等請求額の4ヶ月分<sup>※2</sup>相当が調達出来るため「優秀な医師や看護師を採用したい」「設備投資がしたい」「資金繰りを楽にしたい」等のニーズに活用できます。

※1 診療報酬債権とは「診療報酬債権」「介護報酬債権」「調剤報酬債権」の総称をいいます。

※2 ファクタリング及び融資それぞれ2ヵ月分の支払いがあった場合の金額です。

## 三田証券ファクタリングの特長

### 1. 最大で診療報酬等請求額の4ヵ月分相当の資金調達が可能！

最大2ヵ月分の診療報酬債権のファクタリングに加え、診療報酬債権額の最大2ヵ月分相当額を融資によって調達する事が可能であるため、一度にまとまった資金を調達したい場合にご活用いただけます。

### 2. 診療報酬等請求額に対する掛目は最大95%！

月々の診療報酬等請求額に対して、最大95%の掛目を乗じた金額をお支払いする事が可能であるため、他社と比較して、より多くの資金を調達する事が可能です。残り5%相当額については、支払担当機関から入金された後のお支払いとなります。

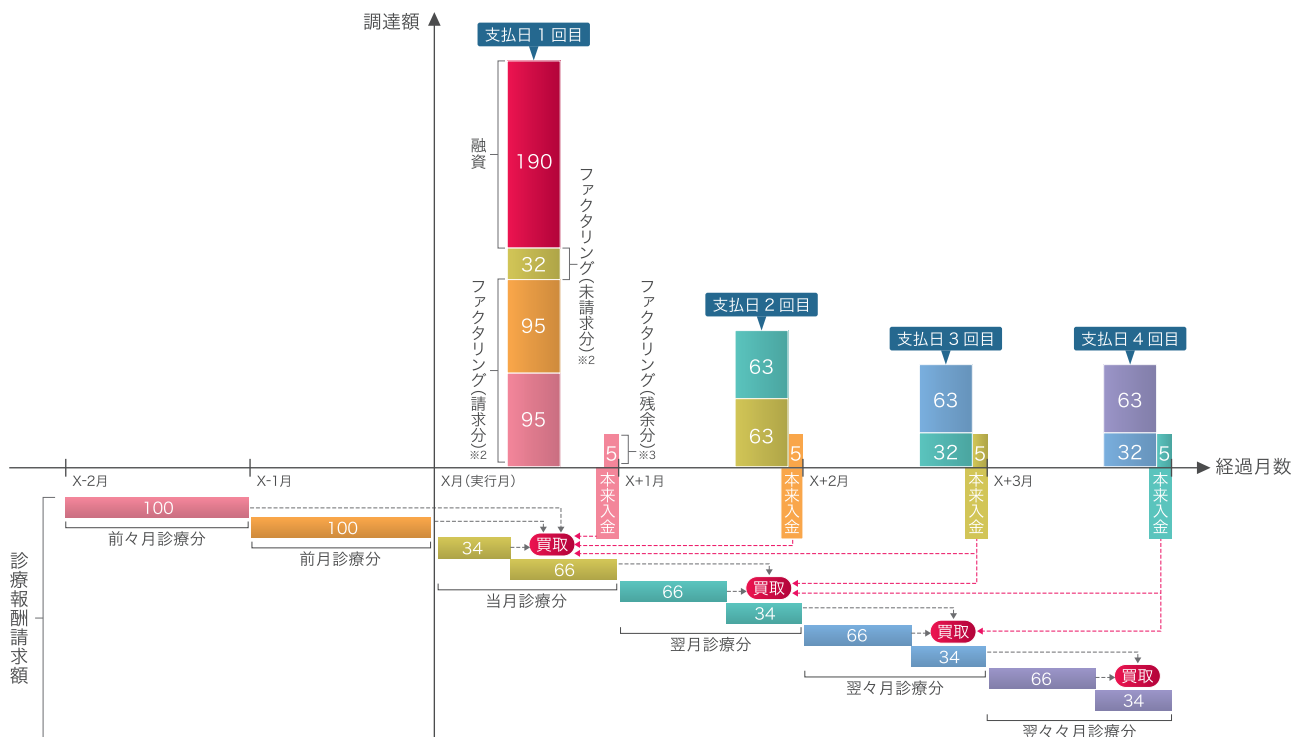
### 3. 審査から実行まで最短1週間のスピード対応！

審査→契約→実行まで最短1週間でを行う事が可能であるため、急な資金ニーズに対応する事が可能です。

### 4. 資金ニーズに応じてファクタリング支払額が毎月調整可能！

未請求の診療報酬に対するファクタリング支払金は、医療福祉機関様の診療報酬等請求額(日数)に応じて支払われるため、医療福祉機関様の月々の資金ニーズに応じて、医療福祉機関様主導で支払額を増減させる事が可能となります。これにより、余分な資金調達コストを削減できるだけでなく、賞与支給等の臨時的資金ニーズにも活用する事ができます。

## 経過月における資金調達のイメージ<sup>※1</sup>



※1 上記イメージ図は、月々の診療報酬等請求額が100の医療福祉機関様に対して、ファクタリング(請求分及び未請求分)及び融資の送金を初月の中旬頃に実行した場合のシミュレーションです。また、上記イメージ図は、診療報酬等請求額に対して掛目を95%と仮定し、初月以降の送金については、各月の下旬頃に1回行った場合を想定しておりますが、実際のお取引では状況に応じて未請求の診療報酬債権を各月の中旬頃にも送金する事が可能です。

※2 ファクタリング(請求分及び未請求分)のお支払額は、診療報酬債権の金額に掛目を乗じた金額から事務手数料を控除した金額となります。

※3 支払担当機関より入金された金額からファクタリング(請求分及び未請求分)にてお支払いした金額を控除した金額が残余分となります。

## ファクタリングの概要

対象債権	診療報酬債権・介護報酬債権・調剤報酬債権
支払金	未請求分(中間金): 月初から支払日の原則3営業日前迄の診療報酬債権の金額 × 掛目 請求分(優先金): 支払担当機関へ請求した診療報酬債権の請求金額 × 掛目 残余分(劣後金): 支払担当機関から入金された金額 - 請求分支払金
事務手数料	初回事務手数料: 30万円～ 月次事務手数料: 0.4%～
掛目	85%～95%
支払日	原則すべての支払担当機関からの入金後5営業日以内
契約期間	原則2年間(更新可能)
<備考>	・初回事務手数料には、消費税が別途かかります。 ・未請求分支払金には、上限額があります。

## 融資の概要

利用対象者	当社とファクタリングのお取引がある医療福祉機関様
融資額	診療報酬債権の2ヶ月分相当額を上限
融資金利	年率4.8%～
契約期間	原則1年以内(借換可能)
返済方法	原則元金均等返済
保証人	原則必要
遅延損害金	14.0%
担保	診療報酬債権等

## ファクタリング実行までの手順

### お問い合わせ

お取引を希望されるお客様は、当社までお問い合わせください。  
お問い合わせ先:03-3666-0039(担当部署 投資銀行本部)または [ib@mitasec.com](mailto:ib@mitasec.com)

### 経営状況・財務内容を審査

ファクタリングまたは融資をご利用いただくにあたり、必要書類をご用意していただきます。  
(例)定款の写し、決算書・税務申告書の写し、診療報酬等請求書の写し、支払決定通知書の写しなど  
※必要に応じて、これらの書類以外にもご用意していただく場合がございます。  
審査内容を元に、手数料、掛目、実行時期、融資金額等の諸条件をご提示いたします。

【約2～10営業日後】

### ご契約

お客様と当社との間で診療報酬債権の譲渡契約及び金銭消費貸借契約(もしあれば)を締結いたします。債権譲渡契約締結後、お客様と当社との連名により支払担当機関に対して債権譲渡通知を内容証明郵便にて送付いたします。(法人登記簿謄本、印鑑証明書等をご用意していただく必要がございます。)  
介護報酬債権の場合は、別途債権譲渡登記も行います。

【約2～10営業日後】

### 三田証券から送金

お客様から支払担当機関へ提出した診療報酬等請求書を確認後、最短2営業日後に当社からお客様にファクタリング代金及び融資金額(もしあれば)を送金いたします。

## ご留意事項

- ・本案内のファクタリング及び融資は、お客様の経営状況・財務内容等の理由によりご希望に沿えない場合もありますので、ご了承ください。
- ・本案内に記載されている内容は、予告なしに変更またはその取扱いを中止する場合があります。
- ・事前調査で知れたお客様の情報については、厳に秘密を保持いたします。



**本資料に関するお問い合わせ先**

本部代表〈担当部署：投資銀行本部〉 **TEL.03-3666-0039 / FAX.03-3666-0310 / e-mail.ib@mitasec.com**

ホームページにも詳しい内容を掲載しておりますので、ご参照下さい。 **<http://mitasec.com/medicalfinance/index.html>**